

# 特定非営利活動法人総合型スポーツクラブ防府定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人総合型スポーツクラブ防府という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県防府市天神1丁目7-23みぞたビル1Fに置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、地域と密着した総合型スポーツクラブの活動を通じて、地域住民の健康づくりやまちづくりの推進、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① スポーツ・文化教室の開催事業
- ② 各研修会・イベント等の開催事業
- ③ 多世代交流による文化継承遊び事業
- ④ スポーツの普及及び健康増進を目的とした、スポーツ施設の管理・運営事業
- ⑤ 中学生年代のスポーツ・文化活動を通じた健全育成事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人に入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、反社会的勢力に属さず法人の目的を理解し活動できるものであれば、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡、又は、会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。その場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びに3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけ

ればならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが

できない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名の上、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 予備費の使用に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは、理事長に指名された理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名の上、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書



類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 坪郷 好夫

副理事長 藤村 芳生、坂本 和之

理事 石川 健一、西山 文武、浅村 昇、石津 智久、藤川 康之、  
岡本 明子、佐伯 幸加

監事 福永 吏、清水 裕子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 正会員 3,000円  
賛助会員 12,000円(1口)

# 役員名簿

特定非営利活動法人総合型スポーツクラブ防府

| 役職名  | (ふりがな)<br>氏名           | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|------|------------------------|--------|-------|
| 理事長  | つばごう よし お<br>坪 郷 好 夫   |        | 無     |
| 副理事長 | さかもと かずゆき<br>坂 本 和 之   |        | 無     |
| 〃    | ふじむら よし お<br>藤 村 芳 生   |        | 無     |
| 理事   | いしかわ けんいち<br>石 川 健 一   |        | 無     |
| 〃    | さ え き ゆ き か<br>佐 伯 幸 加 |        | 無     |
| 〃    | おかもと あき こ<br>岡 本 明 子   |        | 無     |
| 〃    | にしやま ふみたけ<br>西 山 文 武   |        | 無     |
| 〃    | あさむら のぼる<br>浅 村 昇      |        | 無     |
| 〃    | ふじかわ やすゆき<br>藤 川 康 之   |        | 無     |
| 〃    | いし づ ともひさ<br>石 津 智 久   |        | 無     |
| 監事   | ふくなが おさむ<br>福 永 吏      |        | 無     |
| 〃    | し みず ゆう こ<br>清 水 裕 子   |        | 無     |

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

## 設立(合併)趣旨

### 1 趣 旨

- ・2018年に山口県及び防府市の認証、承認を受け親子3世代及び地域交流を目的とした地域総合型スポーツクラブとして活動を開始
- ・幼児期から楽しく体を動かし方プログラム(日本スポーツ協会推奨)アクティブチャイルド・プログラム(ACP)を幼児～小学低学年に向けて実施(現クラブに当プログラム山口県内講師所属)活動、小学生においては、運動の楽しさを学んでもらう為複数のスポーツを定期的に親子と共に参加して頂いてます。また、さまざまな環境において、学校へ行くことが難しくなってしまった子供たちに対し、運動する楽しさを学校区外の同年代の友達づくりの場を作り指導スタッフの連携の中から再度スポーツを通じて成長を促し日々の生活リズムの再生を目指していきます。
- ・また、文化的に昔ながらの杵と臼で餅つき体験を行い古き日本のいい慣習を学んでもらいました。
- ・2026年から中学部活動の地域移行を行うにあたりクラブ内での希望が高まり2023年より地域部活動バドミントン部の活動開始。また、2024年より男女バレーボール部の始動と更にその活動の輪を広げております。今後個人が複数スポーツを学べる体制を整え地域住民とともに支え合い地域密着を目指し法人化し、更に飛躍していく所存です。

### 2 申請に至るまでの経過

- ・現クラブ会員180名弱の活動と、地域部活動としての受け皿になる事を目標に現クラブ役員の総意により申請を決意。
- ・幼児～小学生に対し複数スポーツの体験から楽しさを学んでもらう為トップアスリート県内のアクト西京バドミントン選手による教室の実施。また、県内出身のサッカー元日本代表選手同じくバレーボール元日本代表宝来真紀子氏他数名の教室の開催

令和7年 3 月 23 日

特定非営利活動法人総合型スポーツクラブ防府

設立代表者 住 所

氏 名 石川 健一

## 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

### 特定非営利活動法人総合型スポーツクラブ防府

#### 1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設。  
前身団体である地域総合型スポーツクラブ防府の活動内容の継承。

#### 2 事業の実施に関する事項

##### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載<br>した事業) | 具体的な事業内容                                | (A) 当該事業の<br>実施予定日時<br>(B) 当該事業の<br>実施予定場所<br>(C) 従事者の<br>予定人数 | (D) 受益対象<br>者の範囲<br>(E) 予定人数          | 事業費の<br>予算額<br>(単位: 千<br>円) |
|------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| ① スポーツ・文化<br>教室の開催事業   | ・多世代に向けて、多種目スポーツの楽しさを体験。経験者との交流（幸せます教室） | (A) 平日19時～21時（毎日）<br>(B) 市内施設<br>(C) 4人                        | (D) 防府、山口地域の参加希望者すべて<br>(E) 不特定多数     | 436                         |
|                        | ・幼児～小学低学年へむけてACP教室                      | (A) 月1回<br>(B) 市内教育施設<br>(C) 3人                                | (D) 幼児・小学低学年<br>(E) 30人               | 11                          |
|                        | ・井関小スポーツ教室                              | (A) 週1回<br>(B) 小学校体育館<br>(C) 1人                                | (D) 井関小学校1年生～6年生の希望者すべて<br>(E) 20人    | 48                          |
| ② 各研修会・イベント等の開催事業      | ・メンタル、フィジカルトレーニング及び食育に関する研修会            | (A) 年1回<br>(B) 市内教育施設<br>(C) 3人                                | (D) 防府、山口地域の希望者すべて<br>(E) 不特定多数       | 16.6                        |
|                        | ・トップアスリート教室                             | (A) 年1回<br>(B) 市内教育施設<br>(C) 2人                                | (D) 防府、山口地域の競技者の参加希望者すべて<br>(E) 不特定多数 | 56.6                        |

|                                      |                                                                            |                                        |                                               |       |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| ③ 多世代交流による文化継承遊び事業                   | ・大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々と連携準備委員会の発足。               | 本事業年度は、実施予定なし。                         |                                               |       |
| ④ スポーツの普及及び健康増進を目的とした、スポーツ施設の管理・運営事業 | ・特別スポーツ教室（バドミントン）                                                          | (A) 月 1 回<br>(B) 市内施設<br>(C) 2 人       | (D) 防府、山口地域の 5 歳～大人の参加希望者すべて<br>(E) 不特定多数     | 4 0   |
| ⑤ 中学生年代のスポーツ・文化活動を通じた健全育成事業          | ・地域部活動<br>バレーボール部男女<br>バドミントン部男女<br>サッカー部<br>バスケット部男女<br>ピククルボール<br>ドッチボール | (A) 週 3～4 回<br>(B) 市内教育施設<br>(D) 1 5 人 | (E) 防府、山口地域の参加希望する中学 1 年～3 年生すべて<br>(E) 8 0 人 | 4 8 0 |

## 令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

### 特定非営利活動法人総合型スポーツクラブ防府

#### 1 事業実施の方針

- ・次年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容を更により多くの市民に知っていただくため SNS や広報誌、口コミなどによる情報発信に力を入れ団体活動をより一層広い層に知っていただき利用会員の拡大をめざす。

#### 2 事業の実施に関する事項

##### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載<br>した事業) | 具体的な事業内容                                | (A)当該事業の<br>実施予定日時<br>(B)当該事業の<br>実施予定場所<br>(C)従事者の<br>予定人数 | (D)受益対象<br>者の範囲<br>(E)予定人数               | 事業費の<br>予算額<br>(単位:千<br>円) |
|------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| ① スポーツ・文化教室<br>の開催事業   | ・多世代に向けて、多種目スポーツの楽しさを体験。経験者との交流(幸せます教室) | (A) 平日 19 時～<br>21 時(毎日)<br>(B) 市内施設<br>(C) 4 人             | (D) 防府、山口地域住民の参加希望者すべて<br>(E) 不特定多数      | 2,616                      |
|                        | ・幼児～小学低学年へむけて<br>ACP 教室                 | (A) 月 1 回<br>(B) 市内教育施設<br>(C) 3 人                          | (D) 防府、山口地域の希望される幼児・小学低学年すべて<br>(E) 30 人 | 62                         |
|                        | ・井関小スポーツ教室                              | (A) 週 1 回<br>(B) 小学校体育館<br>(C) 1 人                          | (D) 近隣小学校在校生すべて<br>(E) 参加希望者すべて          | 288                        |
| ② 各研修会・イベント等の開催事業      | ・メンタル、フィジカルトレーニング及び食育に関する研修会            | (A) 年 3 回<br>(B) 市内施設<br>(C) 4 人                            | (D) 防府、山口地域住民の参加希望者すべて<br>(E) 不特定多数      | 100                        |

|                                      |                                                              |                                           |                                          |       |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|-------|
|                                      | ・救急救命AED研修会                                                  | (A) 年1回<br>(B) 市内施設<br>(C) 4人             | (D) 防府、山口地域の参加希望者すべて<br>(E) 不特定多数        |       |
|                                      | ・女子サッカー大会                                                    | (A) 8月第一週土日<br>(B) 防府麒麟レモンスタジアム<br>(C) 3人 | (D) 県内外高校及びクラブチーム<br>(E) 200人            | 330   |
|                                      | ・トップアスリート教室                                                  | (A) 年1回<br>(B) 市内教育施設<br>(C) 3人           | (D) 防府、山口地域の競技者の参加希望者すべて<br>(E) 不特定多数    | 340   |
| ③ 多世代交流による文化継承遊び事業                   | ・大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々と連携準備委員会の発足。 | 本事業年度は、実施予定なし。                            |                                          |       |
| ④ スポーツの普及及び健康増進を目的とした、スポーツ施設の管理・運営事業 | ・特別スポーツ教室（バレーボール）                                            | (A) 2か月に1回<br>(B) 市内施設<br>(C) 2人          | (D) 防府、山口地域住民希望者すべて<br>(E) 不特定多数         | 200   |
|                                      | ・特別スポーツ教室（バドミントン）                                            | (A) 月1回<br>(B) 市内施設<br>(C) 2人             |                                          | 240   |
| ⑤ 中学生年代のスポーツ・文化活動を通じた健全育成事業          | ・地域部活動<br>バレーボール部男女<br>バドミントン部男女<br>サッカー部<br>バスケットボール部男女     | (A) 週3～4回<br>(B) 市内教育施設<br>(C) 15人        | (D) 防府、山口地域の参加希望する中学1年～3年生すべて<br>(E) 90人 | 3,240 |



設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和8年3月31日まで  
 特定非営利活動法人総合型スポーツクラブ防府  
 (単位:円)

| 科目             | 金額      |           |           |
|----------------|---------|-----------|-----------|
| I 経常収益         |         |           |           |
| 1 受取会費         |         |           |           |
| 正会員受取会費        | 30,000  |           |           |
| 賛助会員受取会費       | 12,000  | 42,000    |           |
| 2 受取寄附金        |         |           |           |
| 受取寄附金(企業協賛金)   |         | 150,000   |           |
| 3 受取助成金等       |         |           |           |
| 受取補助金          | 100,000 |           |           |
| 受取民間助成金        | 50,000  | 150,000   |           |
| 4 事業収益         |         |           |           |
| 幸せますスポーツ教室事業収益 | 220,000 |           |           |
| ACP教室事業収益      | 5,000   |           |           |
| 井関小スポーツ教室事業収益  | 48,000  |           |           |
| 中学部活動収益事業収益    | 480,000 |           |           |
| 大会・イベント参加料     | 10,000  | 763,000   |           |
| 5 その他収益        |         |           |           |
| 受取利息           | 0       |           |           |
| 雑収益            | 0       | 0         |           |
| 経常収益計          |         |           | 1,105,000 |
| II 経常費用        |         |           |           |
| 1 事業費          |         |           |           |
| (1) 人件費        |         |           |           |
| 役員報酬           | 200,000 |           |           |
| 給料手当           | 0       |           |           |
| 法定福利費          | 0       |           |           |
| 退職給付費用         | 0       |           |           |
| 福利厚生費          | 0       |           |           |
| 人件費計           | 200,000 |           |           |
| (2) その他経費      |         |           |           |
| 賃借料(会場使用料)     | 20,000  |           |           |
| 支払保険料          | 16,300  |           |           |
| 消耗品費(イベント費)    | 91,900  |           |           |
| 旅費交通費          | 100,000 |           |           |
| 備品費            | 50,000  |           |           |
| スタッフ謝金         | 100,000 |           |           |
| 指導者謝金          | 350,000 |           |           |
| 諸謝金            | 160,000 |           |           |
| その他経費計         | 888,200 |           |           |
| 事業費計           |         | 1,088,200 |           |
| 2 管理費          |         |           |           |
| (1) 人件費        |         |           |           |
| 役員報酬           | 0       |           |           |
| 給料手当           | 0       |           |           |
| 法定福利費          | 0       |           |           |
| 退職給付費用         | 0       |           |           |
| 福利厚生費          | 0       |           |           |
| 人件費計           | 0       |           |           |
| (2) その他経費      |         |           |           |
| スタッフ謝金         | 0       |           |           |
| 会議費            | 0       |           |           |
| 旅費交通費          | 0       |           |           |
| 減価償却費          | 0       |           |           |
| 支払利息           | 0       |           |           |
| その他経費計         | 0       |           |           |
| 管理費計           |         | 0         |           |
| 経常費用計          |         |           | 1,088,200 |
| 当期経常増減額        |         |           | 16,800    |
| 当期正味財産増減額      |         |           | 16,800    |
| 設立時正味財産額       |         |           | 0         |
| 次期繰越正味財産額      |         |           | 16,800    |

令和8年度 活動予算書  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
特定非営利活動法人総合型スポーツクラブ防府  
(単位:円)

| 科目             | 金額        |           |           |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| I 経常収益         |           |           |           |
| 1 受取会費         |           |           |           |
| 正会員受取会費        | 30,000    |           |           |
| 賛助会員受取会費       | 12,000    | 42,000    |           |
| 2 受取寄附金        |           |           |           |
| 受取寄附金          |           | 150,000   |           |
| 3 受取助成金等       |           |           |           |
| 受取補助金          | 160,000   |           |           |
| 受取民間助成金        | 0         | 160,000   |           |
| 4 事業収益         |           |           |           |
| 幸せますスポーツ教室事業収益 | 3,066,000 |           |           |
| ACPスポーツ教室事業収益  | 66,000    |           |           |
| 井関小スポーツ教室事業収益  | 348,000   |           |           |
| 中学部活動事業収益      | 3,510,000 |           |           |
| 大会・イベント参加料     | 120,000   | 7,110,000 |           |
| 5 その他収益        |           |           |           |
| 受取利息           | 0         |           |           |
| 雑収益            | 0         | 0         |           |
| 経常収益計          |           |           | 7,462,000 |
| II 経常費用        |           |           |           |
| 1 事業費          |           |           |           |
| (1) 人件費        |           |           |           |
| 役員報酬           | 1,400,000 |           |           |
| 法定福利費          | 0         |           |           |
| 退職給付費用         | 0         |           |           |
| 福利厚生費          | 0         |           |           |
| 人件費計           | 1,400,000 |           |           |
| (2) その他経費      |           |           |           |
| 賃借料(会場使用料)     | 240,000   |           |           |
| 支払保険料          | 321,600   |           |           |
| 消耗品費(イベント費)    | 300,000   |           |           |
| 旅費交通費          | 720,000   |           |           |
| 備品費            | 1,125,000 |           |           |
| スタッフ謝金         | 600,000   |           |           |
| 指導者謝金          | 2,220,000 |           |           |
| 諸謝金            | 490,000   |           |           |
| その他経費計         | 6,016,600 |           |           |
| 事業費計           |           | 7,416,600 |           |
| 2 管理費          |           |           |           |
| (1) 人件費        |           |           |           |
| 役員報酬           | 0         |           |           |
| 給料手当           | 0         |           |           |
| 法定福利費          | 0         |           |           |
| 退職給付費用         | 0         |           |           |
| 福利厚生費          | 0         |           |           |
| 人件費計           | 0         |           |           |
| (2) その他経費      |           |           |           |
| スタッフ謝金         |           |           |           |
| 会議費            | 0         |           |           |
| 旅費交通費          | 0         |           |           |
| 減価償却費          | 0         |           |           |
| 支払利息           | 0         |           |           |
| その他経費計         | 0         |           |           |
| 管理費計           |           | 0         |           |
| 経常費用計          |           |           | 7,416,600 |
| 当期経常増減額        |           |           | 45,400    |
| 当期正味財産増減額      |           |           | 45,400    |
| 前期繰越正味財産額      |           |           | 16,800    |
| 次期繰越正味財産額      |           |           | 62,200    |